

平成23年度予算要求の回答(その⑨)

5、子どもと教育の危機を打開するために
(4)～(9)です。

5、子どもと教育の危機を打開するために
(4) 少人数学級を小学2年生まで確実に実施すること。また、3年生以上も実施すること。

学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「法」といいます。)を踏まえ、神奈川県教育委員会が定める学級編制基準に基づいて行っています。

神奈川県教育委員会では、平成15年度に市町村教育委員会の判断で少人数学級編制を行うことを容認しており、厚木市におきましては、平成17年度から、小学校1年生について全校で35人以下の学級編制を実施してきたところであります。

しかしながら、先般、文部科学省が平成23年度から小学校1年生について1学級当たりの編制上限を現行の40人から35人に引き下げる方針を固め、次期通常国会で法の改正案を提出する方向性が示されたことから、厚木市では、国の動向に注視しながら、市独自で小学校2年生について、小人数学級を実施する方向で検討しているところです。

しかしながら、小学校3年生以上の全ての学級において、小人数学級編制とすることにつきましては、教員の配置等の問題から現状では困難な状況です。(教職員課)

(5) 小中学校の教室の冷暖房を完備すること。

小中学校の教室の冷暖房設備の整備につきましては、実施に向け検討してまいります。(教育施設課)

(6) 学童保育は一教室の定員を少なくし、希望者が全員入所できるよう拡充をはかること。

学童保育の待機児童が多いクラブにつきましては、小学校の児童数も多く、一時的な余裕教室の利用が困難であります。このようなことから、地域において留守家庭児等の児童を集育成している地域児童クラブに対する育成支援を行うなど、小学校3年生までの児童の待機解消を優先的に取り組んでいます。

また、拡充面につきましては、平成23年度に荻野児童クラブ及び北児童クラブにおいて拡充を図り、1,177人から1,219人(42人増)の定員を確保いたします。

(こども育成課)

(7) 学童保育指導員の研修の充実や待遇改善をはかり、学童への系統的な指導・育成ができるよう努めること。

研修等につきましては、神奈川県主催の研修への参加や、市独自の研修を随時行っています。また、児童福祉指導員が毎月、直接各クラブを巡回し、現場ごとの状況に応じたきめ細かな指導を行っています。今後につきましても、指導員の資質向上を図るため、充実した研修を実施してまいります。

待遇改善につきましては、平成20年度から非常勤一般職に変更し、時間額も増額しております。今後につきましても、主任指導員会議等において意見聴取を行うなど、働きやすい職場づくりに努めてまいります。

(こども育成課)

(8) 小中学校の障害児介助員については、障害の特性などの研修を充分行い、適切な介助ができるようにすること。

障害児介助員につきましては、介助に必要な知識や経験を身に付け、より円滑な介助ができるよう、毎年研修会を実施しています。

平成22年度につきましても、障害児介助員配置学級担当教員とともに研修会を実施し、全体会では「肢体不自由児、自閉症児等の適切な介助や支援の在り方」について特別支援学校の地域支援担当教諭等による講話及び講演を行い、その後の分散会では学校ごとに分かれ、「担当児童・生徒の介助や支援の在り方」について協議いたしました。

教育委員会といたしましては、今後も介助員が一人一人の子どもの状況に応じた適切な介助ができるよう取り組んでまいります。(学校教育課)

(9) 学校図書館の充実をはかること。司書教諭が専任できるよう教員配置を増やすなど人的措置を講じること。

学校図書館の充実を図るため、各学校におきまして、学校図書館担当教員がこどもブックライフサポーターと連携を取りながら、掲示やレイアウトなど工夫した図書館の環境づくりや、蔵書・資料の整理、読書に関する相談や支援などの様々な活動を行っています。

また、子どもたちが本に親しみ、読むことの楽しさを味わうことができるよう、朝読書などの全校一斉読書や、「読書月間」「読書週間」における読書推進活動の積極的な取組、児童会・生徒会活動と連携をした取組の工夫などを行っています。教員による「読み聞かせ」やボランティアによる「お話し会」の実施、学校図書館と連携をした学級文庫の入れ替えなども、その取組の1例です。

教育委員会といたしましては、学校図書館や子どもたちの読書活動の更なる充実に向けて、読書活動の促進を見据えた先進的な取組等の情報収集や事例紹介を行ってま

いりたいと考えています。

司書教諭の人的措置につきましては、司書教諭は学校図書館法第5条において、「学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されているものの、学校図書館法の附則において、司書教諭設置の特例として、学級数が11学級以下の学校においては、「当分の間、司書教諭を置かないことができる。」とされています。

有資格者が限られているため、市内全校に配置することは難しい状況であります。現在は、学級数が12学級以上の全ての学校には司書教諭が専任されております。

また、司書教諭がその職務を十分に果たすためには、専任化及び時間数の確保が必要であることは十分に認識しておりますが、現状では、その条件を整えることが難しい状況にあり、常勤専任司書教諭を早期に配置するよう関係機関に対して働き掛けをしています。

そのため、厚木市におきましては、こどもブックライフサポーターを全校に配置し、補佐的な立場として司書教諭の業務遂行に取り組むとともに、各学校では、校務分掌上の工夫などを行い、司書教諭としての活用が有効に進められるように、取組の工夫をしているところです。

教育委員会といたしましては、今後とも司書教諭がその職務に効率的に取り組むことができるよう、こどもブックライフサポーターのより効果的な活用を図り、活動の時間が確保されるように努めてまいります。

(学校教育課、教職員課)

5月の法律相談は
5月19日(木)14時～

